Q&A新型コロナウイルス感染症離職者採用支援事業費補助金

Q1 この補助金はどのような経費に使えますか?

新たに3箇月以上労働者(ただし、京都府民に限る)を雇用する場合に、補助金の対象となります。 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりです。

(1) 新たに雇用した労働者に対する賃金

具体例 次に掲げる方を雇用したときの賃金

- 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消者等
- ・就職が困難な方(就職氷河期世代や高齢者、障害者、生活保護受給者など)
- (2) 新たに雇用した労働者等に対する研修等の実施に必要な経費

具体例講師謝金及び旅費(講師分に限る)、教材購入費、会場費等

作成等費用、ガイドライン遵守のための研修費用、作成に係る専門家謝礼等

(3) 新たに雇用した労働者に係る求人募集等の実施に必要な経費

具体例 民間求人サイトへの掲載料、求人広告費用、チラシ作成料等

Q2 補助対象者とならない場合はありますか?

補助対象者とならない方は、次のとおりです。

- ・みなし大企業
- ・営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- 申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主
- ・ 令和2年6月1日以降に、従業員を事業主の都合で解雇している事業主
- ・対象労働者の新たな雇用を要件として、他の助成金を受給している事業主(ただし、雇用調整助成金、 京都市雇用情勢の悪化に伴う社会福祉施設の担い手確保対策に関する補助金等を除く)
- 暴力団員等又は暴力団密接関係者を役員及び使用人としている事業主
- 性風俗営業等を営む事業主
- ・対象労働者の雇用日の前日から過去1年間に、当該労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、 組織的な関連性からみて密接な関係にある事業主
- 対象労働者が雇入れ事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族である事業主
- ・京都府が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

Q3 既に雇用した労働者についても対象となりますか?

令和2年6月1日から同年12月15日までの間に、新たに雇用を開始した労働者が対象となります。

Q4 1事業者当たりの上限人数はありますか?

1事業者につき、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者併せて10人が上限となります。

Q5 補助金はいつ受け取れますか?

補助金の交付予定額は、11月以降順次郵送でお知らせします。その後、雇用開始から3ヶ月経過後に提出いただく「実績報告書」(雇用契約書や賃金台帳、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等添付が必要)を確認後、補助金額を確定し、速やかにお支払いしますが、「実績報告書」の提出から1~2ヶ月後になる見込みです。

Q6 本社が京都市内にある場合はどのように申請すればいいですか?

申請先及び交付決定者が、京都市長となるため、京都市のホームページ等から申請書様式を入手し、必要事項を記入のうえ、申請してください。

なお、お問い合わせ先及び郵送先については、府市共通事務局を開設しています。